



## 医療メモ

## COPD とは？

本庄市児玉郡医師会広報部

COPD（慢性閉塞性肺疾患）とは、これまで肺気腫や慢性気管支炎と呼ばれてきた病気をまとめて1つの病名にしたものです。大気汚染や煙草の煙などの身体に有害な物質を長期間吸入・曝露することで肺に炎症を起こし、肺胞が破壊され空気を吐き出しにくくなる病気です。中高年に発症する、喫煙習慣を背景とした生活習慣病とも言えます。日本ではCOPDの90%以上が喫煙により発症しており、喫煙者の15～20%がCOPDを発症することも分かっています。

COPDは一般的に、歩いたり階段の上り下りをした時などに息切れがする労作時呼吸困難や慢性的な咳や痰などの症状がみられます。また、呼吸する時にゼーゼー、ヒューヒューといった呼吸音や発作性呼吸困難など気管支喘息に似た症状が出ることもあります。重症化すれば安静時でも呼吸が苦しくなるなど日

常生活が大きく制限される病気です。

長期間の喫煙歴やこれらの症状がみられた場合は医療機関を受診し呼吸機能検査や胸部レントゲン検査、CTなどの画像診断を受けてください。

一度壊れてしまった肺は元には戻らないため、COPDでは呼吸機能を維持するための治療を継続的に行います。具体的には、気管支を広げて空気の通りを良くする吸入薬や痰を出しやすくする薬が投与され、呼吸をスムーズに行うための運動療法（呼吸リハビリテーション）が行われます。重症化すれば在宅酸素療法が必要とされる場合もあります。

喫煙は呼吸機能が低下するだけでなく病状を悪化させる危険もありますので、喫煙を続けている方は直ちに禁煙してください。



## 休日・夜間の急病のときは…

### ▶本庄市児玉郡医師会立本庄市休日急患診療所

☎ 23- 3 3 2 2

本庄市保健センター内で、内科系の比較的軽微な症状が軽く、入院の必要がない方の診療を行います。

※診療以外に関する問い合わせ・電話相談はご遠慮ください。

#### ▶診療日と受付時間

◆日曜・休日・年末年始（12/30～1/3）

①午前9時～正午、②午後1時～4時、③午後7時～9時45分  
※①②では発熱外来を行っていますが、時間内で診察できる人数には限りがあります。

◆平日木曜日夜間 午後8時～9時45分

▶用意 健康保険証

### ▶在宅当番医療機関 ▶診療時間 午前9時～正午

8月3日(日)	中沢皮膚科	東台2丁目	☎ 22- 1 1 1 2
8月10日(日)	中村外科医院	日の出3丁目	☎ 21- 6 2 1 1
8月11日(祝)	西澤整形外科	上里町七本木	☎ 33- 0 6 0 0
8月17日(日)	彩北病院	小島5丁目	☎ 21- 0 1 1 1
8月24日(日)	服部クリニック	東台4丁目	☎ 24- 4 6 7 1
8月31日(日)	ヒグチクリニック	栗崎	☎ 25- 5 3 0 0
9月7日(日)	たにかわ眼科クリニック 本庄早稲田の杜	早稲田の杜 3丁目	☎ 24- 1 1 2 1

※受診の際は、事前の電話連絡をお願いします。

### ▶困ったときは電話相談（24時間・年中無休受付）

ほんじょう健康相談ダイヤル24（相談料・通話料無料）

☎ 0120-122-885

健康・医療・出産・育児・介護などの相談、医療機関情報の提供を行います。（市内在住者が対象）

埼玉県救急電話相談（通話料利用者負担）

☎ # 7119

救急医療相談に看護師が対応します。健康相談・育児相談には対応しません。（大人・小児共通）

※IP電話、ひかり電話、ダイヤル回線からは☎ 048-824-4199 下記の電話番号からも救急電話相談が利用できます。

○小児救急電話相談 #8000 または☎ 048-833-7911

### 新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口について

「埼玉県コロナ総合相談センター」及び「埼玉県新型コロナウイルスワクチン専門相談窓口」での電話相談は終了しました。新型コロナウイルス感染症に関して、発熱等でお困りの場合や、ワクチン接種後の副反応等については、「埼玉県救急電話相談（#7119）」へご相談ください。

★119番は緊急時（火災やけが人など）の受付専用電話番号です。医療機関の情報は、[児玉郡市広域消防本部指令課 ☎ 24- 1 1 1 9](tel:048-11119)でご案内します。診療科目によっては県外や本庄市・児玉郡以外の病院をご案内する場合があります。



自然環境の活用や、地域住民との交流等、特色あふれる学校で学びませんか？

## 令和8年度小規模特認校の 入学・転入学生を募集



★学校教育課 ☎ 25- 1 1 8 3

### ■小規模特認校制度とは

少人数ならではのきめ細かな指導や地域の特性を生かした体験活動など、特色ある教育活動を行う学校を教育委員会が指定し、「このような環境で学びたい、子どもを学ばせたい」と希望する児童と保護者に、一定の条件のもと市内全域から入学を認める制度です。

### ■小規模特認校制度指定学校

## 本庄市立仁手小学校

所在地 仁手618

### ■小規模特認校への入学・転入学の条件

次のすべての条件を満たすこと。

○市内在住であること



○特別支援学級を除き、全学級数が7学級以上の学校の通学区域に居住している児童であること

○児童と保護者が、小規模特認校の教育活動などについて理解し、協力できること

○保護者の責任において通学させること

### ■募集定員

各学年若干名

### ■学校見学・授業体験

随時実施（事前に要連絡）

### ■申請方法

学校見学・授業体験後、申請書を学校教育課に提出

### ■受付期限 12月12日(金)

※申請後、児童及び保護者に対して、教育委員会と学校長による面接を実施します。

## 本庄市ファミリー・サポート・センター保育サービス講習会

ファミリー・サポート・センター（ファミサポ）は、地域で子育てのお手伝いを行う会員組織です。子どもが好きな方、空いた時間で活動したい方、講習会を受けてファミサポで活動してみませんか。

※希望する講座1つから受講可能です。

**日程** 右表のとおり（全12回）

**時間** 午後1時30分～3時30分

**会場** 本庄ガスECOはにぼんプラザ活動室D・E

**対象** 20歳以上の市内在住者（学生は除く）

**定員** 各10名（先着順） **費用** 無料

**用意** 筆記用具、運動する服装（10月16日のみ）

**申込** 8月12日(火)から電話または下記コードへ

★社会福祉協議会 ☎ 24 - 2 7 5 5



申込



ファミサポ  
について

講座名	日程	講師
心の発達と保育者のかわり	10月2日(木)	大場 陽子 氏(公認心理師)
保育の心	10月9日(木)	保育士(市職員)
事故による子どもの傷害心肺蘇生法 リスクマネジメント	10月16日(木)	日本赤十字社埼玉県支部職員
児童虐待と社会的養護	10月23日(木)	市職員
子どもの生活へのケア と援助	10月30日(木)	保健師(市職員)
子育て支援サービスを提供するために	11月6日(木)	市職員、アドバイザー
障害のある子どもの預かりについて	11月13日(木)	大場 陽子 氏(公認心理師)
子どもの栄養と食生活	11月20日(木)	栄養士(市職員)
子どもの遊び	12月4日(木)	保育士(市職員)
身体の発育と病気	令和8年 1月8日(木)	田端 雅彦 氏(どんぐり 子ども診療所院長)
小児看護の基礎知識	令和8年 1月15日(木)	小児科看護師
小児看護の基礎知識	令和8年 1月22日(木)	小児科看護師



# ひとり親家庭のための 各種制度や相談会のお知らせ

★子育て支援課 ☎ 25- 1 1 3 0、支所市民福祉課 ☎ 71- 5 8 8 9

ひとり親家庭の方に対し、資格取得を後押ししたり、就学や就職を支援したりするための各種給付金や貸付制度を紹介します。そのほかにも、医療費支給や相談会を開催していますので、ご利用ください。



## ひとり親家庭のための給付金制度・貸付制度

### ▶ 高等職業訓練促進給付金・修了支援給付金

#### ① 高等職業訓練促進給付金

ひとり親家庭の母または父が、対象となる資格を取得するため、6か月以上養成機関等で修業する場合に給付金を支給します。

**支給期間** 修業する期間（上限4年）

**対象となる資格** （准）看護師、介護福祉士、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、デジタル分野の民間資格等

**支給額（月額）**

- ・ 市民税非課税世帯…10万円
- ・ 市民税課税世帯…7万500円

※いずれも最終12か月間は4万円増額。

**申請方法** 事前にご相談ください。支給が決定した場合は、毎月請求が必要です

#### ② 修了支援給付金

①の受給者の養成課程修了後に支給します（要申請）。

**支給額**

- ・ 市民税非課税世帯…5万円
- ・ 市民税課税世帯…2万5千円

### ▶ 高等職業訓練促進資金貸付事業

高等職業訓練促進給付金を活用するひとり親家庭の母または父に対して、修学や就職を支援するための準備金を貸し付ける制度です。

資格取得後に埼玉県内で就業するなど、所定の条件を満たした場合、返還の債務が免除されます。

**貸付額**

入学準備金…50万円以内 就職準備金…20万円以内

**利子** 保証人の有無により異なります

### ▶ 自立支援教育訓練給付金

ひとり親家庭の母または父が、指定対象講座を修了

した場合、費用の一部を支給します。

**指定対象講座**

雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座等（介護福祉士実務者研修や医療事務等）

**支給額**

費用の60%に相当する額（上限20万円）

※専門実践教育訓練給付金の指定講座を受講する場合は修行年数×40万円（修行年数は4年まで）。

※支給額が1万2千円を超えない場合は支給されません。また、雇用保険制度から教育訓練給付金の受給ができる場合、上記の額と雇用保険制度からの支給額との差額が支給されます。

**申請方法** 事前に相談のうえ受講開始前に対象講座を指定申請し、修了後30日以内に申請が必要です

### ▶ ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

ひとり親家庭の母または父及び20歳未満の子どもが、高等学校卒業程度認定試験のための対象講座を受講した場合、費用の一部を支給します。

**対象講座**

民間事業者などが実施する文部科学省高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す対策講座

**支給内容**

#### ① 受講開始時給付金

受講費用の40%（上限10万円）

#### ② 受講修了時給付金

受講費用の50%から①を差し引いた額（①との合計で上限12万5千円）

#### ③ 合格時給付金

受講費用の10%（①・②との合計で上限15万円）

**申請方法** 事前に相談のうえ対象講座を指定、申請してください。支給の際は、受講開始後、受講修了後、合格後のそれぞれで申請が必要です

## ひとり親家庭等医療費支給制度

ひとり親家庭等を対象に、医療費の一部を支給しています。利用には事前の登録が必要ですので、お問い合わせください。

なお、児童扶養手当に準じた所得制限があります。

**対象** 次のいずれかに該当する方

- ・母子家庭や父子家庭の親と子ども（※）
- ・養育者（親がいないため、親に代わって子どもを育てている家庭の保護者）と子ども
- ・父（母）に一定の障害がある家庭の母（父）と子ども

※「子ども」とは、18歳に達した年度の末日までの方（一定の障害がある場合、20歳未満の方）です。

**用意**

- ①申請者と子どもの健康保険の内容がわかるもの
- ②通帳（申請者名義のもの）

※他の書類が必要となることがあります。申請前にお問い合わせください。

★子育て支援課 ☎ 25- 1 1 3 0

支所市民福祉課 ☎ 71- 5 8 8 9

## ひとり親家庭のための相談会

再就職や転職等の相談会です。お気軽にご相談ください。

**日時** 8月8日(金)、25日(月) 午前9時30分～午後4時30分

**会場** 市役所2階201会議室

**申込** 電話で下記へ

★埼玉県北部福祉事務所 ☎ 22- 0 1 4 0



## 児童扶養手当・特別児童扶養手当についてのお知らせ

★子育て支援課 ☎ 25- 1 1 3 0、支所市民福祉課 ☎ 71- 5 8 8 9

### 児童扶養手当・特別児童扶養手当の「現況届」をお忘れなく

現況届は、今後の手当の受給可否を決定する大切なものです。提出がないと、資格があっても手当が受けられなくなります。必ず提出してください。

**受付期間**

- ・児童扶養手当 8月1日(金)～29日(金)
- ・特別児童扶養手当 8月12日(火)～29日(金)

**受付場所** 子育て支援課、

支所市民福祉課

※提出の際に必要な書類等、詳しくは8月上旬に送付する通知をご確認ください。



### ○児童扶養手当とは

離婚などにより、ひとり親で子どもを育てている方に支給される手当です。父または母に一定の障害がある場合も対象となります。

### ○特別児童扶養手当とは

精神または身体に一定の障害のある子どもを育てている方に支給される手当です。

### JR定期乗車券割引制度

児童扶養手当の支給を受けている世帯の方が、JRの「通勤用定期乗車券」を購入する場合に、割引（3割引）が受けられる制度です。※学割優先のため、学生は利用できません。

**用意**

- ①写真（6か月以内に撮影したもの、縦3cm×横2.5cm）
- ②児童扶養手当証書
- ③本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）